

別表二十付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が法第82条の2第1項（国際最低課税額）の規定の適用を受ける場合において、同項各号に掲げる構成会社等（法第82条第13号（定義）に規定する構成会社等をいいます。）又は共同支配会社等（法第82条第15号に規定する共同支配会社等をいいます。）（法第82条第17号に規定する無国籍会社等に該当するものに限り、）に係る同項に規定する会社等別国際最低課税額があるときに記載します。
- 2 「対象会計年度別再計算課税額7」、「対象会計年度別再計算課税額14」及び「対象会計年度別再計算課税額21」の各欄は、法第82条の2第2項第4号ロ又は第4項第4号ロに規定する政令で定める金額を記載します。
- 3 「永久差異調整に係る国際最低課税額27」の欄は、法第82条の2第2項第6号ハ又は第4項第6号ハに掲げる金額を記載します。